

平成20年4月から、国民健康保険制度が変わります

広報つなぎ2月号でもお知らせしましたが、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たな高齢者医療制度「後期高齢者医療制度」が始まるなど、医療保険制度が大幅に変わります。前号に続き、これに伴う国民健康保険制度の主な改正点をお知らせします。

高額療養費の70～74歳（一般）の自己負担限度額の改正点

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い自己負担限度額も変わります。**ただし、広報つなぎ1月号でもお知らせしました自己負担割合の据え置きに伴い、自己負担限度額も平成21年3月までの1年間は据え置かれる予定です。**

変 更 前		変 更 後	
外来(個人ごと)	12,000円	外来(個人ごと)	24,600円
外来+入院 (世帯単位)	44,400円	外来+入院 (世帯単位)	62,100円※

※過去12ヶ月以内に自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は44,400円になります。

退職者医療制度の改正点

会社や役所などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると一般の国保加入者となり、被保険者証が切り替えになります（負担割合は変わりません）。

変 更 前		変 更 後	
75歳未満の方が対象		65歳未満の方が対象	

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の改正点

70歳以上の方と老人保健で医療を受けられる方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を負担しますが、65歳以上の方も対象になります。

変 更 前		変 更 後	
75歳以上の方と 老人医療保険受給対象者が対象		65歳以上の方が対象	

特定健康診査・特定健康指導の開始

これまで町で実施していた基本健診がなくなり、医療保険者（加入している健康保険）が、加入者に対して行う特定健診・特定保健指導が開始されます。

これにより、国民健康保険加入者につきましては、40～74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた新たな「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」が開始され、「特定健診」では、生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けた生活改善の指導を行い、将来的な病気の発症・重症化の予防・抑制を目指します。

問い合わせ先

役場住民課福祉班 国民健康保険担当 ☎78-3111（119）